

②主な災害箇所

島内全域で土砂等の流動が確認されているが、特に島の西部に位置する元町地区周辺と、北部の泉津地区背後の斜面、三町カルデラ内部において急傾斜地の崩壊が集中的に発生した。

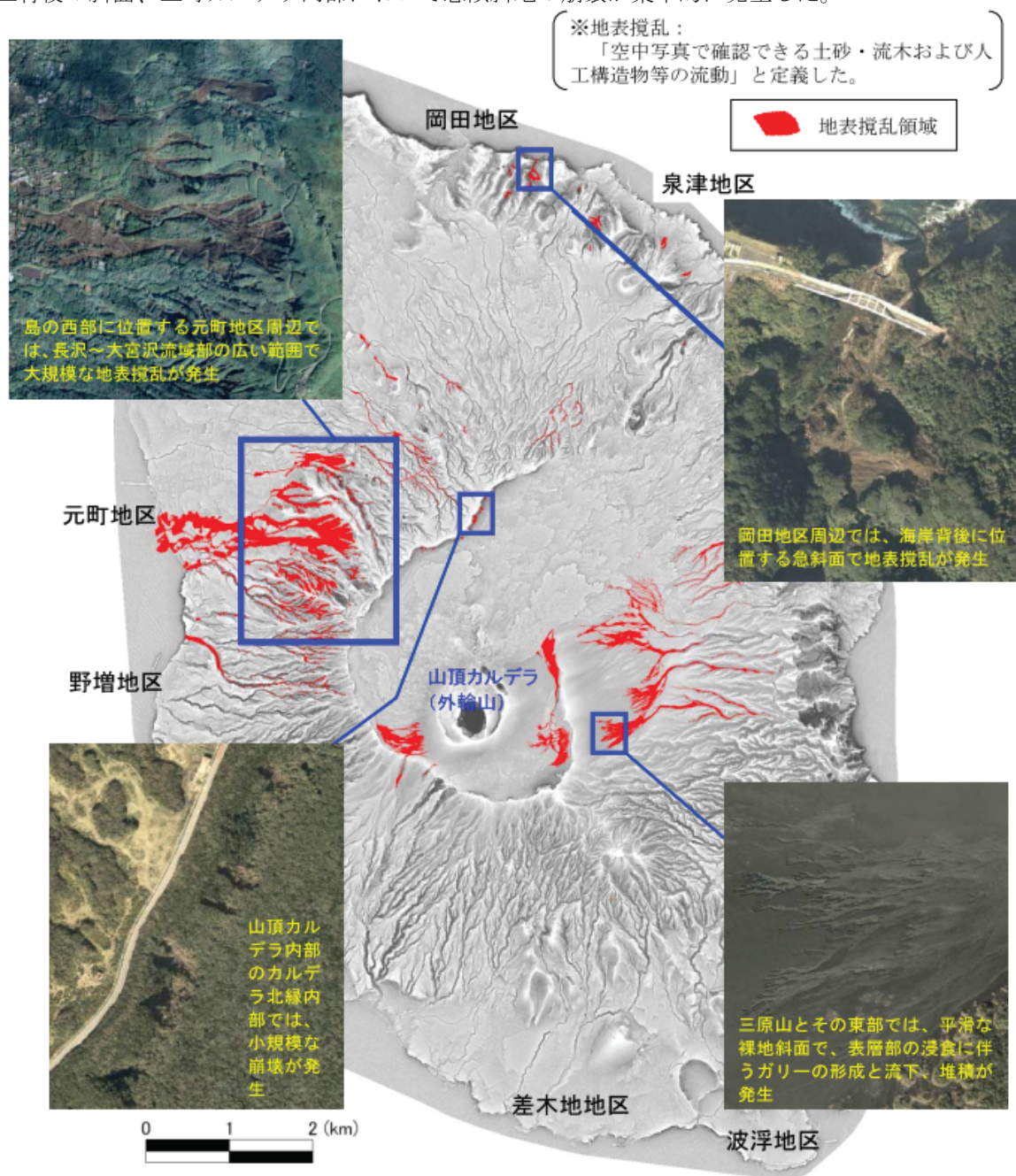


図 島内の地表攪乱状況

(出典) 伊豆大島土砂災害対策検討委員会「伊豆大島土砂災害対策検討委員会報告書」(平成 26 年 3 月)

③災害後の主な経過

10月15日、大島町に「大雨警報」が発令され、大島町では、順次非常配備態勢を整えていった。その後10月16日には災害対策本部が設置され、同日東京都も大島支庁に現地対策本部を設置した。

国においても、同日官邸情報連絡室が設置された。

また同日には、東京都は災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用を決定した。

表 災害後の主な経過（東京都・大島町・政府の主な取組）

年	月日	東京都・大島町の対応	政府の対応
平成 25年	10月15日	17:38 大島町に大雨警報発表	
		18:05 大島町に土砂災害警戒情報発表	
	10月16日	02:00 大島町第1次非常配備態勢	07:06 官邸情報連絡室を設置
		02:57 大島町第2次非常配備態勢に移行	
		03:14 大島町第3次非常配備態勢に移行	
		05:18 災害対策本部設置 災害救助法の適用決定 被災者生活再建支援法適用 東京都大島支庁に現地対策本部設置	
	10月17日	12:20 都知事来島・現場視察	
	10月18日	東京都で大島応急復旧プロジェクトチームを設置	
		21:00 台風27号の近接に伴い、東京都災害即応対策本部を設置（10月30日廃止）	
	10月19日	17:05 大島町 元町地区に避難勧告発令（以降順次発令）	14:00 政府現地災害対策室を町役場に設置（10月28日、政府現地連絡調整室に改組）

（出典）大島町「平成25年伊豆大島土砂災害記録誌」（平成29年3月）、東京都「大島の応急復旧に向けた取組について」（平成25年12月）

2. 災害復興施策事例の索引表

201301	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)	本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備 1.1 復興に関連する応急処置				
施策1: 被災状況等の把握		●————→【20130101, p151】 (大島町)		
施策2: がれき等の処理		●————→【20130102, p152】 (大島町)		
1.2 計画的復興への条件整備				
施策1: 復興体制の整備	●————→【20130103, p154】 (東京都)			
施策2: 復興計画の作成		●————→【20130104, p155】 (大島町)		
		●————→【20130105, p156】 (大島町)		
			●————→【20130106, p157】 (大島町)	
施策3: 広報・相談対応の実施		●————→【20130107, p160】 (大島町)		
施策4: 金融・財政面の措置				
2. 分野別復興施策 2.1 すまいと暮らしの再建				
施策1: 緊急の住宅確保		●————→【20130108, p160】 (大島町)		
施策2: 恒久住宅の供給・再建				
施策3: 雇用の維持・確保				
施策4: 被災者への経済的支援				
施策5: 公的サービス等の回復				
2.2 安全な地域づくり				
施策1: 公共施設等の災害復旧			●————→【20130109, p161】 (東京都)	
施策2: 安全な市街地・ 公共施設整備				
施策3: 都市基盤施設の復興				
施策4: 文化の再生				●————→【20130110, p161】 (大島町)
2.3 産業・経済復興				
施策1: 情報収集・提供・相談				
施策2: 中小企業の再建		●————→【20130111, p162】 (大島町)		
施策3: 農林漁業の再建				

3. 災害復興施策事例

(1) すまいと暮らしの再建に関する調査

【20130101】住家の被害認定調査（大島町）

○被災者生活再建支援システムの活用

- ・ 様々な応急対策業務や通常業務を並行して進める必要がある中、町の所管課である税務課職員だけでは住家の被害認定調査を実施することは困難であった。
- ・ こうした中、東京都から京都大学・新潟大学等により開発された「被災者生活再建支援システム」の活用と、東京都・新潟大学からの技術的及び人的支援の提供に関する提案があったことから、同システムを採用しての被害認定調査の実施を決定した。
- ・ 結果、調査の実施にあたっては東京都及び都下区市町村からの職員の応援を得られることとなり、調査全体のコーディネートについても東京都職員の応援を得られることとなった。

○調査対象の推計

- ・ まず、税務課で被害状況整理や調査対象地区の選定を行い、東京都や新潟大学からの支援者が到着した後は、その意見を参考としながら調査地区の絞り込み、調査対象棟数の推定を行った。調査対象棟数の推定は、被害が甚大な地域は1、流出建物が多い地域は0.5、被害が局所的な地域は0.2といった補正係数を各地域の建物棟数に乗じる形で推定した。
- ・ こうした調査対象の推計を行った上で、被害が大きい地区については全棟調査を行い、それ以外の地区については被災者から調査要望が寄せられた段階で実施することとした。

○調査の実施

- ・ 東京都及び都下区市町村からの応援職員が到着する前に、平成25年10月31日から11月4日にかけて町職員により先行調査を実施した。なお、台風27、28号の接近による要配慮者の島外避難等に伴い、先行調査は10月31日からとなった。調査は被災者生活再建支援システムの導入にあたって支援に入った専門家から講習を受け、3人1組で班を構成し、調査を行った。
- ・ その後11月5日から11月13日までは、東京都及び都下区市町村からの応援職員の支援を得て調査を実施し、11月13日以降は再び町職員のみで調査を行った。
- ・ 東京都及び都下区市町村からの応援職員は、東京都が実施している調査方法による講習会を受講しており、3人1組で班を編制して調査を行った。11月5日から11月9日までは、応援職員のみで20班が編制されていたため、すべての班に町の職員を配置することが難しく、調査箇所を地区割りして地区ごとに町職員を定め、町職員は調査班に入らずに住民説明等の対応に専念する体制とした。
- ・ 実際の調査は、タブレット端末を活用して実施しており、調査データのとりまとめなどで非常に有効であった。一方で、住家の被害認定基準にかかる運用指針では土砂災害を想定した内容がないため、水害を想定した内容を利用して内部立ち入り調査を行った、土砂災害の場合は浸水被害と異なり堆積したまま残るなど異なる様相となったことから、被災住民から住家被害の判定基準に対して不服がよせられる場合もあった。

表 被害認定調査の実施体制

日程	調査の体制
10/31 ~ 11/4	町職員 11 人（先行調査）
11/5 ~ 11/9	東京都・区市町村職員 64 人 地区担当町職員 5 人
11/9 ~ 11/13	東京都職員 10 人 地区担当町職員 5 人
11/13 ~	町職員のみで班編成

（出典）東京都「大島の応急復旧に向けた取組について」（平成25年12月）

(2) 災害廃棄物処理

【20130102】災害廃棄物の処理（大島町）

○仮置場の設置・運営

- ・ 発災直後の捜索・救出活動を行っている段階で、自衛隊、東京都、大島町、町と災害時における応急対策に係る協定を締結している町内の建設会社により、捜索、救出活動及び道路啓開に伴い発生した土砂・流木等への対応が必要となっていた。
- ・ これらの土砂・流木等を一時的に保管する場所として、被害が大きかった地域に近接する町立の「つばき小学校」の校庭を一時的な仮置場として活用したが、学校再開に伴って元町港ヤードに移動させた。
- ・ また、被災住宅の片付けが始まったことや、道路以外の場所のがれき等が増加するにつれさらなる仮置場が必要となったことから、最終的に8箇所の一次仮置場を設置した。

表 災害廃棄物の一次仮置場の設置状況

番号	名称	所在地	集積対象物	面積(m ²)	推定最大保管量(トン)	開設時期	土地所有者	仮置場管理者
①	元町港ヤード	元町1丁目19	土砂、流木	9,128	20,550	発災直後	私有地(支庁借用)	支庁→町
②	火山博物館駐車場	元町字神田屋敷	粗大ごみ等	3,000	304	発災直後	町	町
③	国民宿舎横	元町字神田屋敷	土砂	3,000	8,020	10月28日	私有地	町
④	大島空港(滑走路脇)	元町字野地	流木	8,400	1,600	11月14日	支庁	支庁
⑤	大島空港(南側)	元町字赤禿	流木	12,600	230	11月14日	支庁	支庁
⑥	石井組	元町字上山	土砂	3,200	450	発災直後	私有地	町
⑦	オーレック	元町字上山	流木、粗大ごみ等	24,700	9,704	発災直後	私有地	町
⑧	土砂採掘場跡地	差木地サド1084他	土砂	35,200	17,850	発災直後	私有地	町
合計				99,228	58,708			

(出典) 大島町・東京都環境局・公益財団法人東京都環境公社「大島町災害廃棄物処理事業記録」(平成27年3月)

○災害廃棄物処理方針及び災害廃棄物処理計画の策定

- ・ 災害廃棄物発生量の算定にあたり、東京都に対する支援を要請し、東日本大震災で災害廃棄物の受入を担当した職員の派遣をうけた。「東京都震災がれき処理マニュアル」をベースとしながら災害廃棄物の発生量の推計を行った結果、約3万トンの災害廃棄物が発生すると推計された。
- ・ 発生量の推計を受けて、災害廃棄物処理方針を策定するため、東京都環境局、大島支庁や、大島町内にある一般廃棄物最終処分場の管理者となっている東京都島嶼町村一部事務組合の参加する「大島町災害廃棄物処理対策連絡調整会議」を開催した。その中ですべての災害廃棄物を町内で処理することが困難であることから、東日本大震災で災害廃棄物処理の経験の有する東京都に一部受入を要請することとし、最終的に島外処理に関する事務を東京都に委託することとなった。
- ・ 平成25年11月14日、「大島町災害廃棄物処理対策連絡調整会議」で災害廃棄物処理方針が決定されたことを受け、一部業務をコンサルタントに委託しながら検討を行い、平成25年12月5日に「大島町災害廃棄物等処理計画」が策定された。
- ・ それを受け、東京都においても、町から受託した島外処理にかかる内容について、平成25年12月16日に「大島町災害廃棄物処理実施計画(東京都受託分)」を策定した。

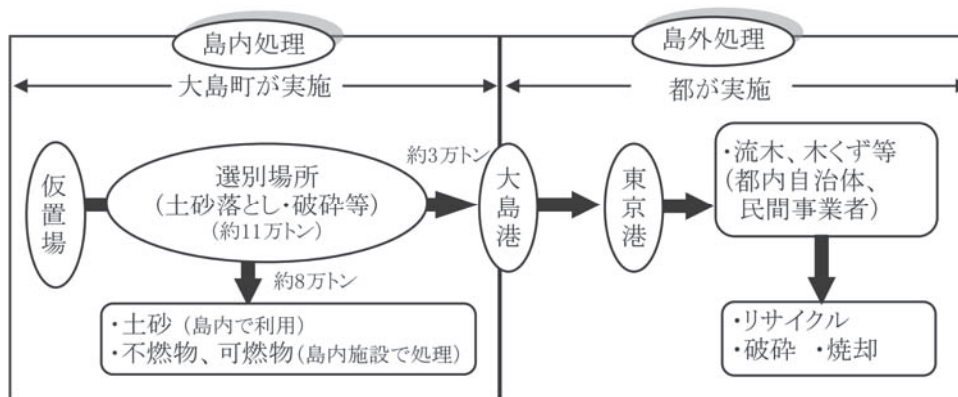


図 災害廃棄物処理にかかる大島町と東京都の役割分担

(出典) 大島町「平成 25 年伊豆大島土砂災害記録誌」(平成 29 年 3 月)

○災害廃棄物処理の実施

- ・ 一次仮置場のうち火山博物館駐車場に設けられていた仮置場については、集積された廃棄物の腐敗、悪臭や害虫等によって周辺住民の生活環境が悪化し苦情等も寄せられていたことから、その解消に向けて東京都に対する島外処理の先行事業を実施した。
- ・ その実績を受けて、一部処理計画書を修正した上で、平成 26 年 1 月から本格的な災害廃棄物処理を開始した。町では、島内処理業務について 4 つの業務に分類し、それぞれの業務について町と防災協定を締結している建設業者等に委託して執り行うこととした。なお、当時は災害廃棄物処理について事業者による再委託が認められていなかったため、関係事業者すべてと契約という形となることから、契約作業は非常に煩雑であった。
- ・ 港湾での災害廃棄物運搬用のコンテナの受け取り時の受け入れ基準への適合確認などの東京都の処理については東京都側の受託業者が実施した。

表 島内処理業務の分類

業務名称		業務場所
①	現場分別、収集運搬業務	被災現場及び一次仮置場
②	北部二次仮置場選別・前処理業務	オーレック(株)敷地内
③	南部二次仮置場選別業務	差木地土砂採掘場跡地
④	コンテナ収集・運搬・船舶荷役業務	コンテナ基地、元町・波浮港

(出典) 大島町・東京都環境局・公益財団法人東京都環境公社「大島町災害廃棄物処理事業記録」(平成 27 年 3 月)

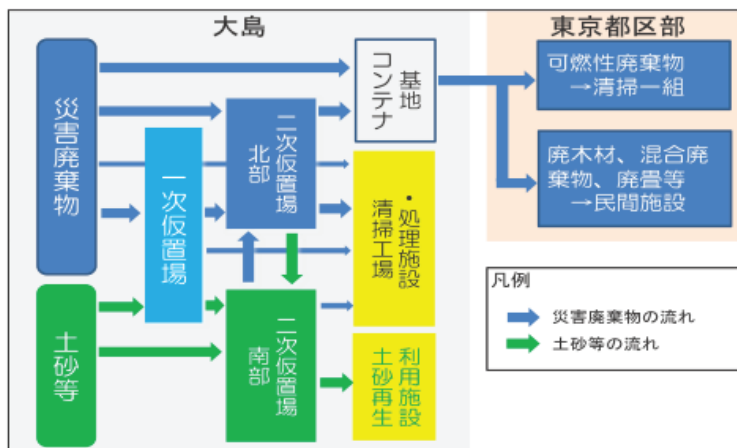


図 大島町災害廃棄物等処理フロー (概要)

(出典) 大島町・東京都環境局・公益財団法人東京都環境公社「大島町災害廃棄物処理事業記録」(平

成 27 年 3 月)

- ・ 町では災害廃棄物処理の本格化に伴い、一次仮置場の解消を最優先とした工程管理を重視した。そのため、町、島内処理を担う島内事業者、東京都、東京都から現場監理業務を委託された公益財団法人東京都環境公社が参集する工程調整会議を開催し、情報共有や行程に関する調整・協議を行った。
- ・ 同会議では災害廃棄物処理に関するさまざまな苦情への対応等についても協議を行っており、例えば島内を廃棄物運搬用のトラックが走行することへの不安が住民から寄せられたことから、廃棄物運搬用のトラックについては島内道路を反時計回りに通行することを決定するといった調整も行われた。
- ・ こうした取組の結果、平成 26 年 6 月 25 日には市街地にあった 8ヶ所の一次仮置場はすべて解消され、その後、島内の廃棄物については被災現場から島の南北 2ヶ所に設けられた二次仮置場に直接搬入された。

(3) 復旧・復興体制の構築

【20130103】復旧・復興体制の構築（東京都）

①大島応急復旧プロジェクトチームの設置

- ・ 東京都では、発災直後から自衛隊、警察、消防等の機関と連携した救出救助活動を行うとともに、庁内各局が連携し、支援物資の調達、住宅の提供など、大島町の応急復旧対策や生活再建支援などの被災者支援を進めてきた。こうした被災者支援活動の加速化や、中長期的な防災対策の充実に向けて、発災から 2 日後の平成 25 年 10 月 18 日に、秋山副知事を座長とする「大島応急復旧プロジェクトチーム」を設置した。
- ・ 同プロジェクトチームは、今回の災害における被害や課題等を踏まえ、生活再建や産業・観光支援、危機管理、都市・インフラ復旧に関する 4 つのワーキンググループを設置し、復旧対策や防災対策についてハード・ソフト両面から都が行うべき取組や大島町への支援策等について検討を行い、取りまとめた。

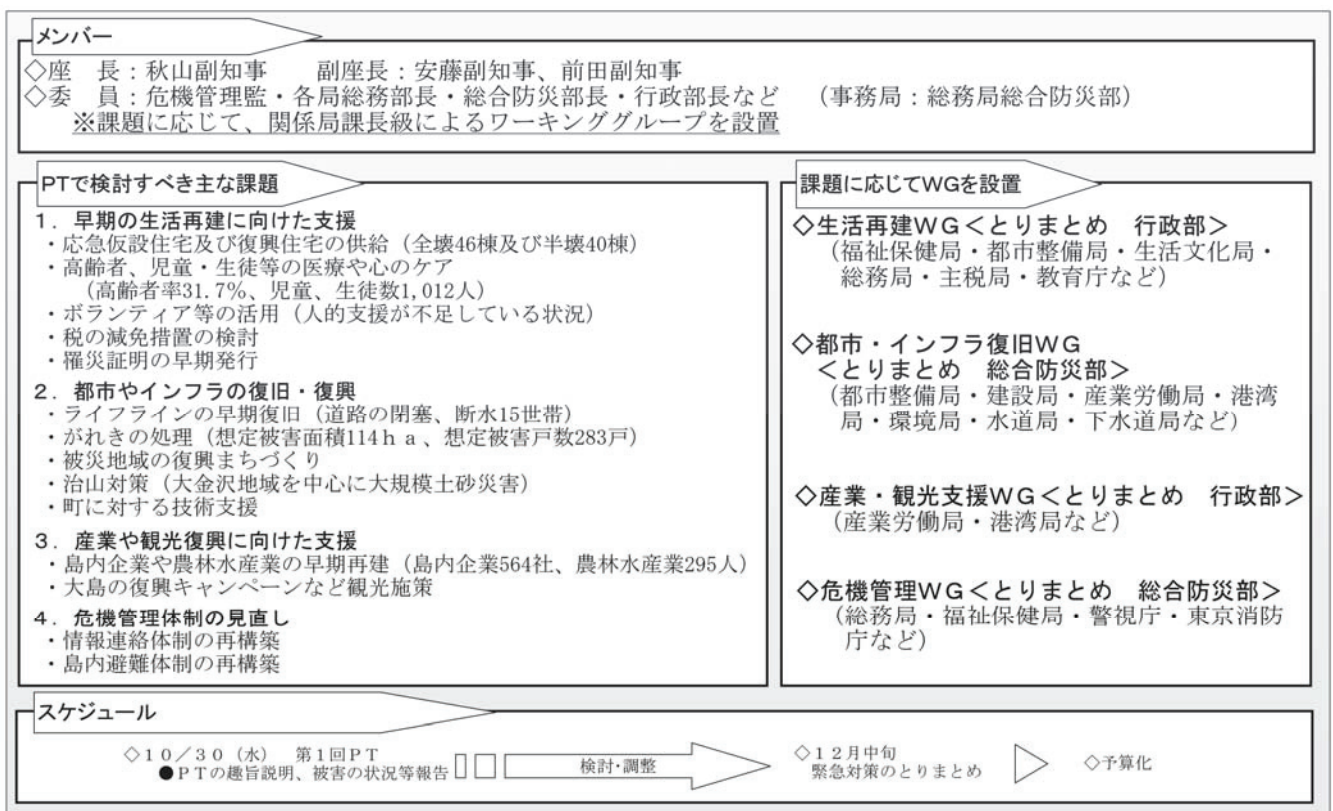


図 大島応急復旧プロジェクトチームの概要

(出典) 東京都「大島の応急復旧に向けた取組について」(平成 25 年 12 月)

②大島災害復興対策連絡調整会議

- ・ 大島町が平成 25 年 12 月 6 日に災害復興本部を設置するなど、応急的な復旧事業を展開する段階から本格的な復興に向けた取組を実施する段階へと移行していく中で、東京都としても全庁的な支援体制を継続していくことが求められた。
- ・ 具体的には、大島応急復旧プロジェクトチームで掲げられた各局事業の円滑な推進のための進捗管理、事業間調整や、今後事業化される事業等の各種調整、大島町が策定する復興計画等に対し各局が行う技術的助言等の調整等を行う必要性が想定されることから、「大島応急復旧プロジェクトチーム」を解消し、「大島災害復興対策連絡調整会議」を平成 25 年 12 月 25 日に設置している。

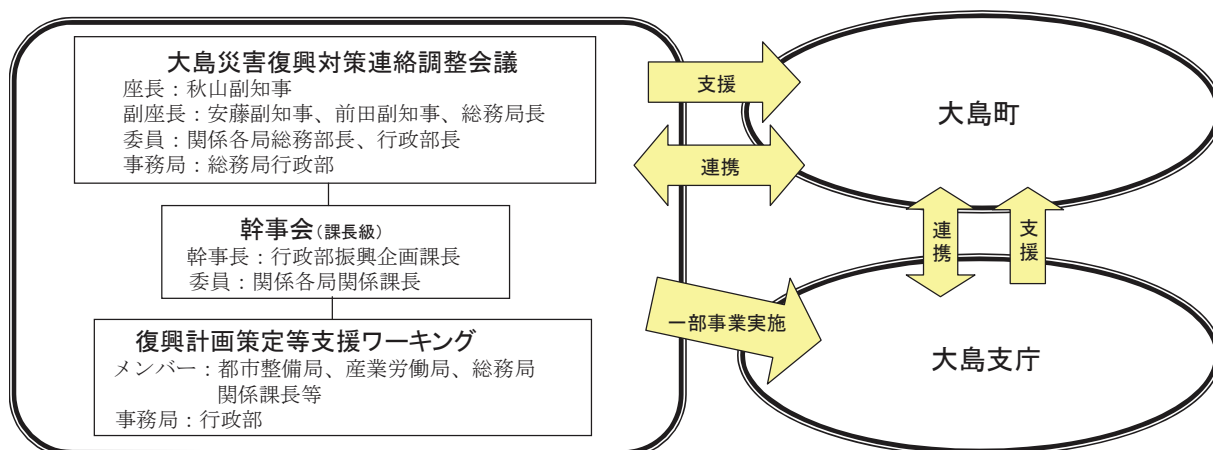


図 大島災害復興対策連絡調整会議の組織体制

(出典) 東京都「大島の応急復旧に向けた取組について」(平成 25 年 12 月)

【20130104】復旧・復興体制の構築（大島町）

①災害復興本部の設置

- ・ 大島町では、町長を本部長とする復興本部を平成 25 年 12 月 6 日に設置した。復興本部組織は以下の通りであるが、災害規模が大きく復旧・復興事業における東京都の役割が大きいことから、復興本部会議には東京都大島支庁から支所長以下 5 名が参加した。

表 大島町災害復興本部組織

本部長：町長
副本部長：副町長
本部員：総務課長、政策推進課長、会計室長、 議事事務局長、福祉けんこう課長、住民課長、 税務課長、地域整備課長、消防長、 教育文化課長

(出典) 大島町「平成 25 年伊豆大島土砂災害記録誌」(平成 29 年 3 月)

②土砂災害復興推進室の設置

- ・ 発災後約 1 年間は、政策推進課内に復興係（発足時職員 2 名、その後 3 名に増強）を設置し、復旧・復興に関する取り組みを進めていたが、平成 26 年 11 月 7 日に、課相当の組織として土砂災害復興推進室を設置した。
- ・ 土砂災害復興推進室は発足当時、室長以下 5 名体制（兼務含む）であったが、平成 27 年 4 月 1 日から建設課長と兼務していた室長を専任とし、用地係、復興整備係、推進係の 3 つの係からなる室として、町の職員 7 名と東京都からの派遣されている併任職員 3 名の 10 名体制となった。
- ・ 東京都からの派遣職員は、平成 25 年 11 月から政策推進課に併任職員として 2 名派遣されており、平成 27 年 4 月 1 日から 3 名となった。内訳は特別参事、主査・主任であった。その後、平成 28 年

度から2名となり、同年度で終了となった。東京都の派遣職員も町の職員も同様の業務を担当していたが、管理職（特別参事）の職員は東京都との連絡調整役として機能していたことは非常に効果的であった。

③技術系職員の確保

- ・ 町では、技術系職員が管理職1名しかいなかったことから、平成27年4月1日から2名の技術系の任期付職員を追加採用した。
- ・ 1名は、土砂災害復興推進室復興整備係に配属となり、メモリアルパークの設計等を担当している。もう1名は地域整備課に配属となっている。

(4) 復興方針の検討

【20130105】復興方針の検討（大島町）

- ・ 平成25年12月17日、復興に向けた動きをより本格化させるため、「大島町土砂災害復興基本方針—島の地域力と協働による安全・安心なまちの再生をめざして—」を策定した。
- ・ 同方針の中で、町民と行政の協同と連帯によるまちづくりを着実かつ積極的に推進することを基本理念に掲げ、「被災者生活再建支援」、「地域基盤・インフラの復旧」、「産業・観光復興支援」及び「防災まちづくりの強化」の4つのテーマを復興計画の柱として掲げた。
- ・ さらに、それぞれの柱について、当面の施策を記載した。



図 大島町災害復興基本方針に定めた4つのテーマと当面の施策

(出典) 大島町「平成25年伊豆大島土砂災害記録誌」(平成29年3月)

(5) 復旧・復興計画の策定

【20130106】復興計画の策定（大島町）

①計画の目的と位置づけ

- ・ 土砂災害からの復興を具体的に推進していくため、町では平成 26 年 9 月に「大島町復興計画」を策定した。
- ・ 本計画は、現行の大島町基本構想、基本計画を踏まえながら、緊急に必要とされる被災者の生活再建や産業復興、避難等防災対策の強化のための施策を速やかに実行するための計画として位置づけられた。

②計画の期間と内容

○計画の期間

- ・ 復興計画の期間は、平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間とした上で、急がれる課題である被災者の生活再建や土砂災害対策短期対策の実施、平成 28 年度から始まる第 6 次基本構想・基本計画の期間との整合等を踏まえ、前期、中期、後期の 3 段階ごとに目標を設定している。

	前期 平成 26～28 年度	中期 平成 29～31 年度	後期 平成 32～35 年度
大島町復興計画	被災者の意向を尊重し、個々の被災状況に応じた生活再建の目的が立つことをめざします。		
	活気と魅力ある島の再生を図り、東京オリンピック・パラリンピック開催にあわせ「元気な大島」を発信します。		
	「復興でめざす島の姿」を実現します。		
復興の柱 1 被災者生活再建支援	被災者への資金等の支援 住宅再建の支援 多様なサービスの提供 情報提供と相談体制の確立	(必要な時に必要な支援を継続して実施)	
復興の柱 2 地域基盤・インフラの復旧	地域基盤の整備、インフラの復旧と機能強化 がれき等の撤去処分		
復興の柱 3 産業・観光復興支援	島内企業の早期再建と商工業の振興、農業の早期再建と振興、水産業の早期再建と振興、観光振興の推進		
復興の柱 4 防災まちづくりの強化	台風 26 号に伴う豪雨災害の検証と地域防災計画の改訂、災害情報の連絡体制の再構築、災害対応力の強化、島内避難体制の再構築、避難施設の強化等、災害教訓の伝承と地域防災力の向上		
元町地区の復興まちづくり計画	事業計画策定	住宅再建支援、生活道路・公園等の整備・大金沢流路改修	
【参考】 大島町基本構想・基本計画	第 5 次基本構想・基本計画	第 6 次基本構想・基本計画（平成 28～35 年度）	

図 大島町復興計画の復興期間と目標・柱毎のスケジュール

(出典) 大島町「大島町復興計画」(平成26年9月)

○計画の構成・内容

- ・ 復興計画は、復興方針で定めた 4 つの復興の柱を踏まえた「全島に係る復興計画」と特に被害が甚大であった元町地区のこれからの復興まちづくりを推進するための「元町地区の復興まちづくり計画」から構成されている。

【大島町復興計画の構成】

1. 大島町の復興計画の策定にあたって
2. 復興計画の基本理念・期間・目標・構成について
3. 全島にかかわる復興計画
 - 復興の柱1 被災者生活再建支援
 - 復興の柱2 地域基盤・インフラの復旧
 - 復興の柱3 産業・観光復興支援
 - 復興の柱4 防災まちづくりの強化
4. 元町地区の復興まちづくり計画
5. 復興の推進体制

図 大島町復興計画の構成

(出典) 大島町「大島町復興計画」(平成26年9月)

- ・ 「元町地区の復興まちづくり計画」では、後述する被災者に対するヒアリング調査等を踏まえ、土地利用方針及び地域基盤の整備方針に係るゾーニングも、施策・事業とあわせて提示している。その中では、被害が大きく被災者の中でも現地での再建意向がほとんど見られなかった地域については、土地の買収により被災者の再建支援を行う観点からも、都市計画決定による都市公園をメモリアルパークとして整備する方針を定めた。
- ・ なお、都市公園用地を買収するにあたって代替地は用意していなかったため、移転先について具体的な意向があればその土地の地権者の売却意向を確認するといった調整も行った。

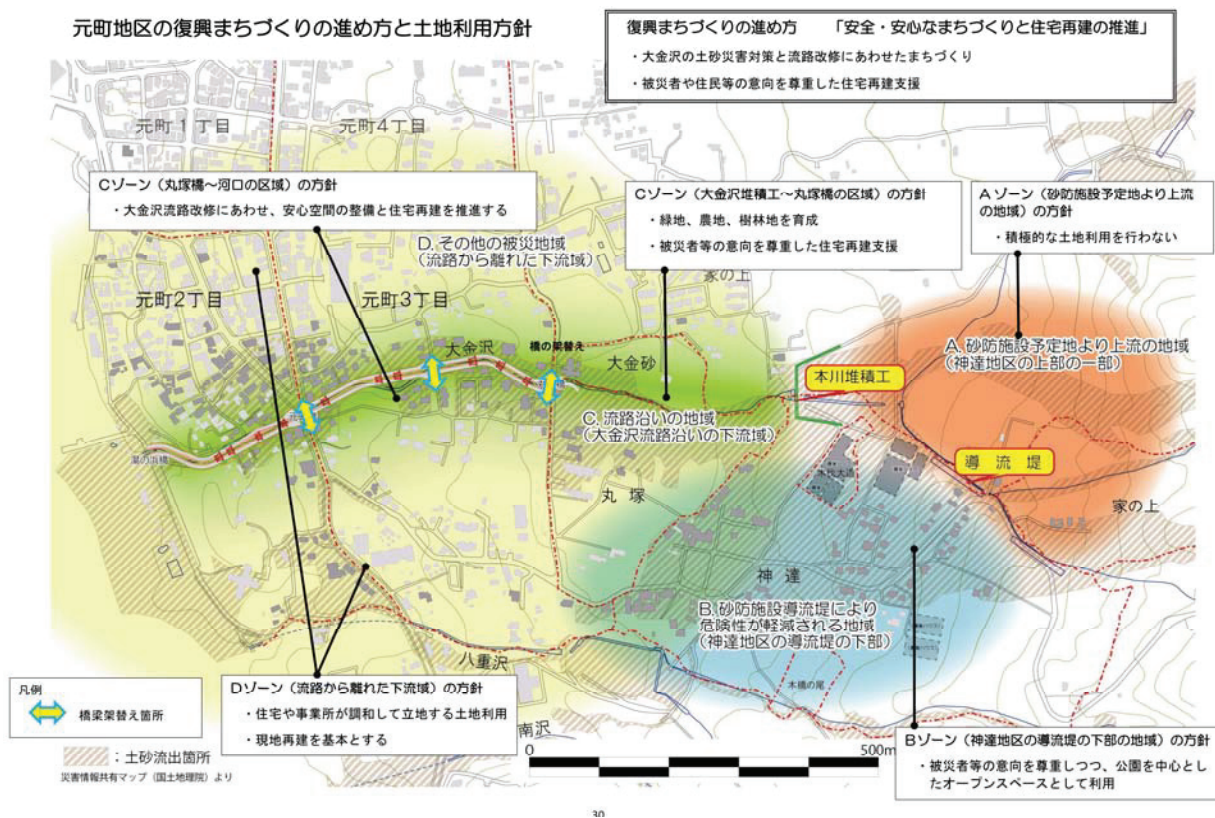


図 元町地区の復興まちづくりの進め方と土地利用方針

(出典) 大島町「大島町復興計画」(平成26年9月)

③検討体制

- ・ 大島町復興計画の策定にあたっては、学識経験者や東京都、町の行政機関で構成される「大島町復興計画策定委員会」を設置した。有識者の選定について町ではノウハウがないため、東京都行政部の大島災害復興対策担当とも相談し、決定した。
- ・ 策定委員会は平成 26 年 2 月 21 日に第一回委員会を開催し、その後計画策定まで現地視察含めて全 7 回開催した。
- ・ 事務局は、政策推進課の復興係が担当し、業務の一部をコンサルタントに委託した。

④住民合意形成のポイント

○住民意向調査等の実施

- ・ 復興計画の策定にあたって、被災者や住民の意見を可能な限り反映させるため、住民意向調査（アンケート調査）やヒアリング調査を実施した。
- ・ 住民意向調査は、平成 26 年 2 月 20 日から 3 月 5 日にかけて、被災者を含む町の全世帯を対象として、アンケート調査を実施した。アンケート調査では、復興基本方針に定めた 4 つの柱である「被災者生活再建支援」、「地域基盤・インフラの復旧」、「産業・観光復興支援」及び「防災まちづくりの強化」のそれぞれに関する意向と町民参加の復興計画策定に関する意向について把握した。
- ・ ヒアリング調査では、被災者全世帯を対象として今後の意向を幅広く聴取する目的で、平成 26 年 4 月 17 日から 4 月下旬まで実施し、課長職職員を含む 3 名体制で訪問調査を行った。課長職職員が直接訪問することで、被災者から一担当者では聞き出せない様々な意向や思いを引き出すことができ、非常に効果的であった。当時は支援の方向性や復興の方向性などがまだ決まっていない時期であったため、支援制度に関する意見や今後の再建意向に関する意見があった一方で、まだ先のことは考えられないといった意見も寄せられた。

○復興町民会議の開催

- ・ 町民からの意向把握を重視するという町の方針もあり、平成 26 年 4 月 22 日に「第 1 回大島町復興町民会議」を開催し、その後全 7 回開催した。参加者は町民から 25 名を公募で選出し、各種団体、関係機関の代表者等 25 名をあわせ、合計 50 名体制で実施した。
- ・ より時間を掛けて、具体的な話し合いをすることを企図して、復興町民会議全体会の下に「産業・観光復興支援分科会」「防災まちづくり分科会」「元町地区復興まちづくり分科会」の 3 つの分科会を設置し、詳細かつ具体的な検討を行った。
- ・ 復興町民会議での検討結果は、策定委員会に報告することで、復興計画の策定に反映していったが、参加人数が多かったことや、被災者と被災者でない町民の両方が参加していたことから復興に対する温度差があったことから、取りまとめが難しい場面も発生した。

表 大島町復興町民会議の開催概要

回	開催日時	検討事項	出席者数
第 1 回	平成 26 年 4 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大島町復興計画策定に向けての今後の進め方について ・ 委員長の選出 ・ 副委員長の氏名 ・ 大島町復興町民会議の進め方について ・ 分科会の設置について ・ その他 	43 名
第 2 回	平成 26 年 5 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分科会の設置について ・ 策定委員との懇談会 	41 名
第 3 回	平成 26 年 6 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分科会報告 ・ 復興計画骨子について 	36 名
第 4 回	平成 26 年 7 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大島町復興計画素案について ・ 今後のスケジュールについて 	38 名
第 5 回	平成 26 年 8 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大島町復興計画素案について ・ 今後のスケジュールについて 	35 名
第 6 回	平成 26 年 9 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大島町復興計画案について ・ その他 	31 名
第 7 回	平成 26 年 9 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大島町復興計画案について（分科会報告） ・ その他 	37 名

※分科会は各分科会毎に 8 回程度実施

（出典）大島町復興町民会議「大島町復興町民会議 検討の記録」（平成 26 年 9 月）

○説明会の開催・パブリックコメントの実施

- ・復興計画の策定にあたっては、平成 26 年 8 月に素案に関する住民説明会を開催したほか、平成 26 年 9 月 1 日から 8 日の間でパブリックコメントを実施した。

(6) 生活再建に関する相談対応

【20130107】被災者生活支援連絡会の設置（大島町）

- ・町では、被災者に関する様々な情報を共有し、的確な生活・復興支援を行うため、大島社会福祉協議会が事務局となり、大島町役場の福祉けんこう課けんこう係、子ども家庭支援センター、土砂災害復興推進室、東京都大島支庁総務課福祉係、東京都島しょ保健所大島出張所、大島町民生児童委員協議会、大島社会福祉協議会生活支援相談員を構成メンバーとした「被災者生活支援連絡会」を設置し、定期的に会議を開催している。
- ・被災者生活支援連絡会では、被災者毎にエクセルを用いたデータベースを作成し、いつどの組織が訪問したか、現在の状況がどうなっているかを把握できるようにした上で、個別に協議し、対応が必要な状況が発生していると判断される場合には、その状況に最も適切な機関が対応することとしている。
- ・平成 25 年 11 月頃から、島しょ保健所と町の福祉けんこう課の保健師等が被災者の健康管理、心のケアの観点から定期的な訪問を行っていた。しかし土砂災害復興推進室による被災者訪問調査など、様々な部署で情報収集を行っていたことから、それぞれの情報を集約・共有する目的から開始したものである。当初は福祉けんこう課が事務局を行っていたものであるが、平成 27 年度から社会福祉協議会に移行した。今後は災害対応ではなく通常業務の中で、同様の取組が継続できるようにする予定である。

(7) 恒久住宅の確保

【20130108】住宅再建費用に関する独自支援（大島町）

- ・町では義援金を原資として独自の生活再建支援策を展開しており、その 1 つとして、被災者生活再建支援金に加えて、住宅再建のための必要な経費を支援する「大島町住宅再建支援補助金」制度を構築した。
- ・同制度は、半壊以上の世帯を対象として、建設・購入の場合は上限 300 万円、補修の場合は上限 100 万円として、必要な費用の全額を町で負担するものである。

大島町住宅再建支援補助金 平成 25 年 10 月 16 日～平成 29 年 11 月 15 日	
事業概要	被災者生活再建支援金（加算支援金）に加えて、町事業として、住宅再建（補修、建設・購入）のために必要な経費を支援する。
支援対象・支援内容	<p>対象：台風 26 号土砂災害によって被災した住宅を補修又は建設・購入する者であり、次のすべてに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災した住宅が居住する住宅であった場合（非住家は含まない） ・現に被災した住宅に住んでいた者 ・り災証明が半壊以上 ・持ち家、借家は問わない <p>支援内容：(1) 建設・購入：実費額の 10 分の 10 とする（上限額 300 万円） (2) 補修：実費額の 10 分の 10 とする（上限額 100 万円）</p>
支援実績等	26 年度実績…7 件（購入 3 件、建築 2 件、修繕 2 件） 27 年度実績…12 件（購入 3 件、建築 6 件、修繕 3 件） 28 年度実績（平成 29 年 2 月 1 日現在）…11 件（購入 1 件、建築 8 件、修繕 2 件）

図 大島町住宅再建支援補助金の概要

（出典）大島町「平成 25 年伊豆大島土砂災害記録誌」（平成 29 年 3 月）

(8) 土砂災害対策

【20130109】土砂災害対策の見直し（東京都）

- ・ 伊豆大島では、平成元年度に策定された「大島総合溶岩流対策基本計画」に基づき整備が進められてきたが、平成 25 年台風 26 号による土砂災害では施設整備率の比較的高い元町地区で甚大な被害が生じていることから、今回の土砂災害を踏まえた見直しを図り、対策案を新たに検討する必要がある。
- ・ このため、東京都では伊豆大島土砂災害対策検討委員会を設置し、平成 25 年台風 26 号に伴う土砂災害の発生メカニズムを分析した上で、伊豆大島における土砂災害対策の基本方針及び元町地区における土砂災害対策の基本計画について検討を行った。

日付	検討委員会	検討項目
平成 25 年 1 月 29 日 13:30-16:00	第 1 回検討委員会	<ul style="list-style-type: none">➤ 背景および本委員会の目的➤ 土砂災害の発生状況<ul style="list-style-type: none">・ 自然条件・ 土砂生産状況・ 土砂・流木の流下、堆積状況
平成 25 年 1 月 25 日 13:30-16:00	第 2 回検討委員会	<ul style="list-style-type: none">➤ 火山砂防計画の基本方針<ul style="list-style-type: none">・ 現行砂防計画・ 火山砂防計画の方向性・ 基本方針の検討
平成 26 年 2 月 20 日 9:30-12:00	第 3 回検討委員会	<ul style="list-style-type: none">➤ 大金沢における今後の土砂災害対策（案）<ul style="list-style-type: none">・ 今後の土砂災害対策の概要・ ハード対策（案）・ ソフト対策（案）
平成 26 年 3 月 11 日 13:30-16:00	第 4 回検討委員会	<ul style="list-style-type: none">➤ 検討委員会報告書のとりまとめ

図 伊豆大島土砂災害対策検討委員会の開催記録

(出典) 伊豆大島土砂災害対策検討委員会「伊豆大島土砂災害対策検討委員会報告書」(平成 26 年 3 月)

(9) 災害記憶の継承

【20130110】第三者調査委員会による検証の実施（大島町）

①検証実施の背景

- ・ 町をはじめとした関係機関の対応や事前の防災対策のうちソフト面に関する内容について、第三者による客観的な視点から事実を明らかにし、教訓を導き出すことを目的として実施した。

②検証の対象

- ・ 土石流発生メカニズムや砂防施設などハード対策の課題については対象とせず、ソフト面の取組を対象とした。また、発災後の救助・捜索活動に関しても、命を救うことができた可能性のある時期を中心に検討するため、発災当日の活動のみを検証の対象とした。

③検証体制・検証方法

- ・ 検証にあたっては、5名の有識者から構成される「平成 25 年伊豆大島土砂災害第三者調査委員会」を設置し、準備会を含め計 6 回の委員会を開催した。
- ・ 検証にあたって、消防本部や東京電力、東京都、気象庁等の関係機関から情報提供を受けた。また、大島町職員やその他関係機関職員、地域住民、消防団員等を対象とした計 25 回のインタビュー調査や大島町全世帯を対象としたアンケート調査を実施した。

	日 時	主な内容
準備会	平成27年10月3日(土) 10:00~13:15	<ul style="list-style-type: none"> 委員会について(設置要綱確認) 委員会における情報取扱いについて 調査の範囲・調査内容等について
第1回	平成27年10月17日(土) 10:30~14:40	<ul style="list-style-type: none"> 現地視察 公開文献等で得られた情報について 今後の調査内容・調査方法について
第2回	平成27年11月21日(土) 10:43~14:40	<ul style="list-style-type: none"> これまでの情報収集で得られた事実等について 大島町民アンケート調査結果(暫定速報版) 大島町職員アンケートについて
第3回	平成27年12月25日(金) 13:00~17:30	<ul style="list-style-type: none"> これまでの情報収集で得られた事実等について 今後の進め方について
第4回	平成28年1月20日(水) 10:00~12:30	<ul style="list-style-type: none"> これまでの情報収集で得られた事実等について 分析の方向性について
第5回	平成28年2月29日(月) 13:00~17:15	<ul style="list-style-type: none"> 報告書案について

図 平成25年伊豆大島土砂災害第三者調査委員会の開催概要

(出典) 平成25年伊豆大島土砂災害第三者調査委員会「平成25年伊豆大島土砂災害第三者調査委員会報告書」(平成28年3月)

④結果の公表

- 調査結果について報告書として取りまとめたほか、2回の報告会を開催した。

	第1回(島内開催)	第2回(島外開催)
日 時	平成28年3月15日(火) 18時~	平成28年3月26日(土) 13時30分~
場 所	大島町開発総合センター1階大会議室	島嶼会館2階会議室
対 象	遺族・行方不明者家族、大島町民	遺族

図 平成25年伊豆大島土砂災害第三者調査委員会の検討結果報告会の開催状況

(出典) 平成25年伊豆大島土砂災害第三者調査委員会「平成25年伊豆大島土砂災害第三者調査委員会報告書」(平成28年3月)

(10) 中小企業の再建支援

【20130111】独自補助制度の創設(大島町)

- 東京都は直接被害を受けた中小企業に対する様々な資金融資制度を設けたが、被災企業の再建をより一層推進するためには補助の形での支援が必要との判断から、平成26年12月11日から町が新たに設けた土砂災害復興基金を原資として、店舗等を新築・購入又は修繕する中小企業を対象とした町独自の支援制度である「中小企業再建支援補助」事業を開始した。

中小企業再建支援補助(対象期間:平成25年10月16日~平成29年3月31日)	
事業概要	被害を受けた中小企業の事業再建のため必要な施設・設備の購入や修繕等に要する経費を補助する。
支援内容	(1) 店舗等新築・購入の場合:100万円を超える額の2分の1、上限額300万円 (2) 店舗等修繕の場合:10万円を超える額の2分の1、上限額100万円
支援実績等	26年度実績:20件(新築・購入6件、修繕14件) 27年度実績:49件(新築・購入15件、修繕34件) 28年度実績(平成29年1月31日現在):6件(新築・購入4件、修繕2件)

図 中小企業再建補助事業の概要

(出典) 大島町「平成25年伊豆大島土砂災害記録誌」(平成29年3月)

事例コード | 201401

2014年（平成26年）2月14～16日大雪による災害

4. 災害の概要

(1) 被害の概要

①大雪の発生状況

平成26年2月13日に発生した低気圧は発達しながら本州の南岸を北東へ進み、西日本から北日本にかけての太平洋側を中心に広い範囲で雪が降った。特に、14日夜から15日にかけて、低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、関東甲信地方や東北地方の一部では記録的な大雪となった。

14日から19日までの最深積雪は山梨県甲府市甲府で114cm、埼玉県熊谷市熊谷で62cmとなるなど、統計期間が10年以上の観測地点のうち、北日本と関東甲信地方の18地点で観測史上1位を更新した。雪から雨に次第に変わっていったため、湿った重い雪となったことが特徴として指摘された。

このような状況のもと、埼玉県内について、気象庁は2月14日（金）9時22分に埼玉県全域に大雪注意報および着雪注意報を発表した。そして、同日15時09分に秩父地方を対象に大雪警報が、18時10分に埼玉県南中部、南東部、南西部、北東部、北西部を対象に大雪警報が発表された。

なお、関東甲信地方では1週間前の2月8日から9日にかけても大雪となっており、2週連続での大雪となった。

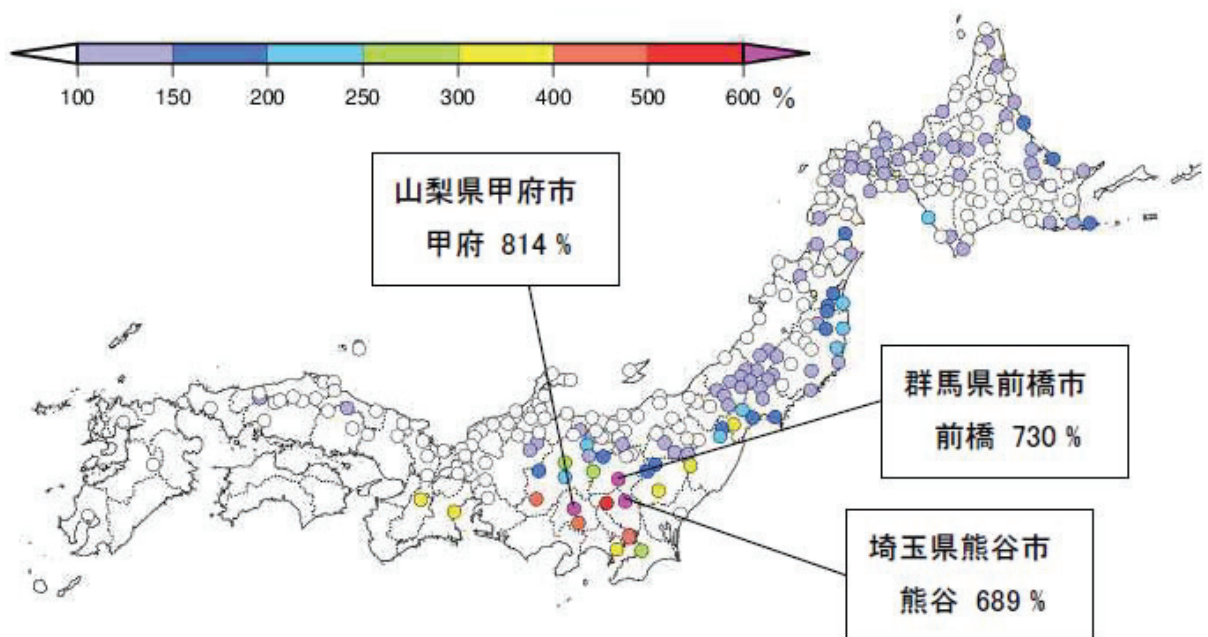


図 期間最深積雪と年最深積雪の平年値との比較分布図

(出典) 気象庁「災害時気象速報 発達した低気圧による2月13日から2月19日の大雪、暴風雪等」(平成26年3月31日)

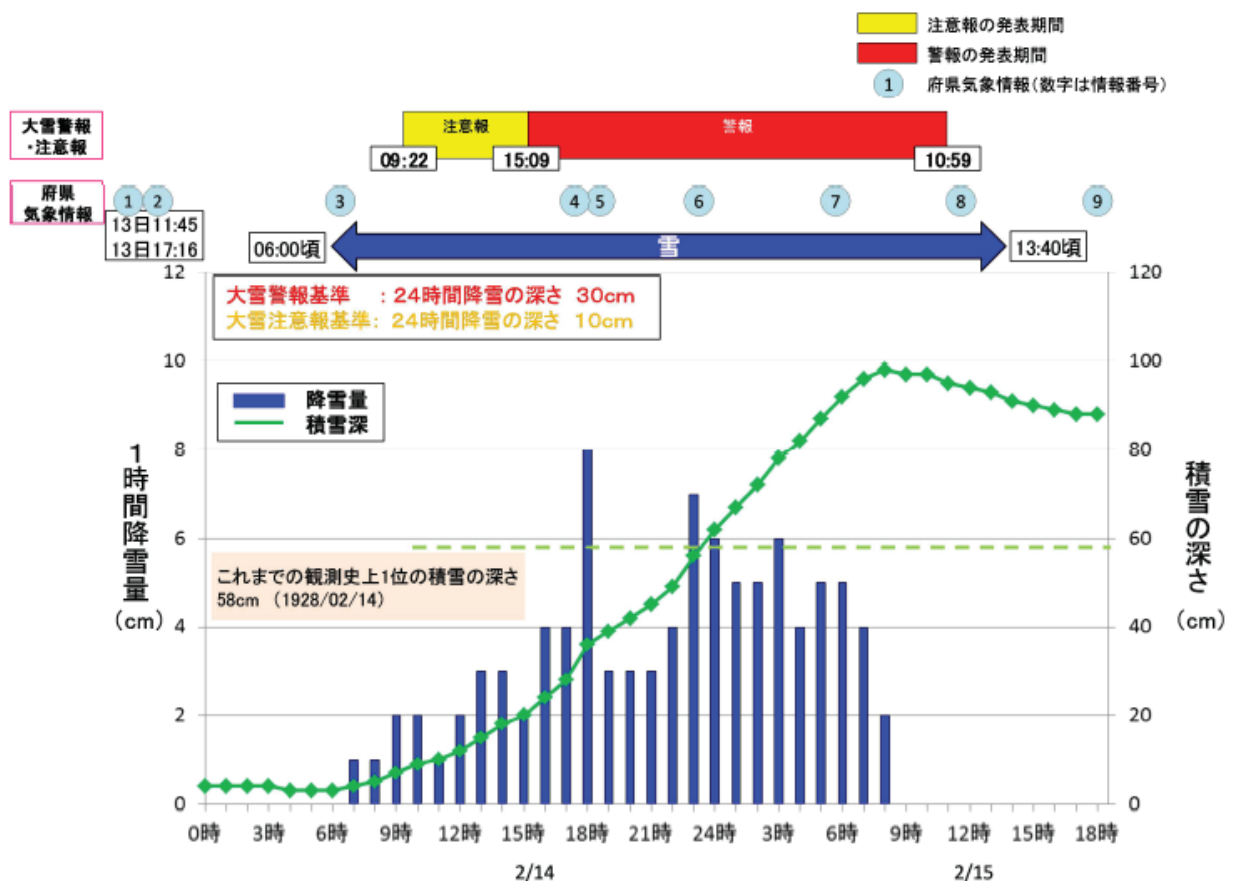


図 降雪量時系列グラフ (埼玉県秩父市秩父)

(出典) 気象庁「災害時気象速報 発達した低気圧による2月13日から2月19日の大雪、暴風雪等」(平成26年3月31日)

②避難状況

全国では、岩手県遠野市、埼玉県秩父市、山梨県富士川町、道志村、西桂町で避難勧告が発令され、最大で10世帯、約18人が対象となった。

表 避難勧告等の発令地域

都道府県名	市区町村名	避難指示				避難勧告			
		対象世帯数	対象人数	指示日時	解除日時	対象世帯数	対象人数	勧告日時	解除日時
岩手県	遠野市					1	1	2月15日 20時45分	2月16日 14時00分
埼玉県	秩父市					1	2	2月17日 11時45分	2月27日 13時00分
山梨県	富士川町	4	9	2月21日 9時50分	2月21日 17時00分	4	9	2月21日 17時00分	2月23日 12時00分
	道志村					1	1	2月23日 11時00分	
	西桂町	3	7	2月17日 10時30分	2月23日 15時00分	1	1	2月23日 15時00分	3月6日 10時00分
						1	2	2月24日 15時00分	
						1	2	2月17日 10時30分	2月23日 15時00分
小計		7	16					8	15
合計		7	16					10	18

(出典) 内閣府「平成26年(2014年)豪雪について」(平成26年3月6日)

③被害状況

平成26年2月14日から16日かけての大雪等の被害は、北海道から宮崎県まで全国広範囲に渡り、死者26名、負傷者701名の人的被害をもたらした。建物(住家)被害は、全壊棟数は16棟、半壊棟数は46棟、一部破壊は585棟に及んだ。

また、農作物等の損傷や家畜の斃死、ビニールハウスの損壊など農業関係の被害が甚大となっており、埼玉県では農業関係の被害額が229億円に達した。

表 2月14～16日の大雪等による被害状況（平成26年3月6日現在）

区分	細分	
人的被害（人）	死者	26
	負傷者（重傷）	118
	負傷者（軽傷）	583
住家被害（棟）	全壊	16
	半壊	46
	一部損壊	585
	床上浸水	2
	床下浸水	30
非住家被害（棟）	公共建物	40
	その他	348

（出典）内閣府「平成26年豪雪について－2月14日から16日の大雪等の被害状況等について（26報）－」（平成26年3月6日）より作成

表 2月14～16日の大雪等による埼玉県の被害状況（平成26年3月6日現在）

区分	細分		推定被害額
人的被害（人）	死者	3	
	負傷者（重傷）	12	
	負傷者（軽傷）	99	
住家被害（棟）	全壊	0	-
	半壊	1	
	一部損壊	19	
	床上浸水	0	
	床下浸水	0	
非住家被害（棟）	公共建物	3	
	その他	45	
農業被害			229（億円）

（出典）内閣府「平成26年豪雪について－2月14日から16日の大雪等の被害状況等について（26報）－」（平成26年3月6日）、埼玉県大雪庁内検証委員会「平成26年2月14日からの降雪に係る大雪庁内検証委員会報告書」より作成



図 埼玉県における被害状況写真

（出典）埼玉県大雪庁内検証委員会「平成26年2月14日からの降雪に係る大雪庁内検証委員会報告書」

(2) 災害後の主な経過

2月14日朝からの降雪で9時22分に埼玉県内に大雪注意報が発表されたことを受け、埼玉県庁では待機体制を施行し、情報収集・初動対応を実施した。また、本庄市では災害対策初期活動本部が設置された。

同日18時10分に、埼玉県内のほぼ全域に大雪警報が発表されたことを受け、翌日2月15日に、埼玉県は、大雪被害対策体制を施行するとともに、本庄市においても非常体制1号配備に移行する等、応急対策を強化するための体制が強化された。

2月17日には道路の交通止め等で孤立集落が発生したことを受け、埼玉県から自衛隊の派遣が要請された。また、本庄市では災害対策本部が設置されるとともに、市長自ら市民に対し、防災無線による除雪の呼びかけが行われた。

埼玉県は、2月17日、埼玉県秩父地域等の市町村について、災害救助法の適用を決定した。また、国は、同18日に豪雪非常災害対策本部を設置するとともに、現地災害対策室を埼玉県、長野県、群馬県に設置した。

表 災害後の主な経過（本庄市・埼玉県・政府の取組状況）

年	月日	埼玉県・本庄市の対応	政府の対応
平成 26年	2月14日	9:22 埼玉県内全域に大雪注意報発令	
		9:22 埼玉県危機管理防災部及び県土整備部が待機体制を施行	
		本庄市は災害対策初期活動本部を設置	
		18:10 埼玉県内に大雪警報発令	
	2月15日	8:00 埼玉県危機管理防災部、県土整備部及び県警察本部が大雪被害対策体制を施行	
		10:59 埼玉県内全域の大雪警報解除	
		11:00 埼玉県農林部が農業被害情報の収集を開始	
		本庄市は初期活動本部から非常体制1号配備に移行	
	2月17日		災害救助法を埼玉県（秩父市、飯能市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、神川町）に適用
		18:30 埼玉県から自衛隊へ災害派遣要請	
本庄市は災害対策本部を設置 本庄市長が防災無線で市民に除雪を呼びかけを実施			
2月18日	本庄市は除雪等対策本部を設置	10:30 豪雪非常災害対策本部に格上げ設置	
		18:00 政府現地災害対策室（埼玉県庁内）を設置	
2月23日	12:00 自衛隊へ撤収要請		
2月27日	15:00 孤立集落孤立解消		
3月6日		16:00 政府現地対策室（埼玉県）を閉鎖	

出典) 内閣府「平成26年豪雪について－2月14日から16日の大雪等の被害状況等について（26報）－」（平成26年3月6日）、埼玉県大雪庁内検証委員会「平成26年2月14日からの降雪に係る大雪庁内検証委員会報告書」、埼玉県「埼玉県における災害対応体制」、本庄市資料より作成

5. 災害復興施策事例の索引表

201401	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)			本格復旧、 復興準備・始動期		本格 復興期
1. 復興への条件整備 1.1 復興に関連する応急処置							
施策1: 被災状況等の把握		【20140101, p169】 (本庄市)					
施策2: がれき等の処理							
1.2 計画的復興への条件整備							
施策1: 復興体制の整備		【20140102, p170】 (本庄市)					
施策2: 復興計画の作成		【20140103, p171】 (埼玉県)					
施策3: 広報・相談対応の実施							
施策4: 金融・財政面の措置							
2. 分野別復興施策 2.1 すまいと暮らしの再建							
施策1: 緊急の住宅確保							
施策2: 恒久住宅の供給・再建							
施策3: 雇用の維持・確保							
施策4: 被災者への経済的支援							
施策5: 公的サービス等の回復							
2.2 安全な地域づくり							
施策1: 公共施設等の災害復旧							
施策2: 安全な市街地・ 公共施設整備							
施策3: 都市基盤施設の復興					【20140104, p171】 (本庄市)		
施策4: 文化の再生					【20140105, p172】 (埼玉県)		
2.3 産業・経済復興							
施策1: 情報収集・提供・相談							
施策2: 中小企業の再建							
施策3: 農林漁業の再建					【20140106, p176】 (本庄市)		

6. 災害復興施策事例

【20140101】被災証明書の発行（本庄市）

- 平成 26 年 2 月 14 日から大雪による被害では、大地震や台風による被害と異なり、家屋の全壊や大規模半壊はほとんど見られず、カーポートや雨どいの破損、屋根瓦の落下等が大半を占めたことから、これらについては、発行までに時間を要する「罹災証明書」ではなく、写真等の提出に基づき被災の認定を行う「被災証明書」を市民課で発行することとした。
- 他方、住家被害については、申請を受けて被害認定調査を実施し被害程度に応じて発行する罹災証明書を発行した。
- 被災証明書の発行にあたっては、防災無線、広報誌およびホームページにより被災状況を写真撮影しておくことを周知徹底し、申請時に被災状況を撮影した写真を添付してもらうこととした。発行にあたっては、写真確認による認定作業を経て、被災証明を発行し、迅速な対応に努めた。
- 3 月 31 日を申請期限としたが、その後も引き続き申請が出てきており、時間が経つにつれて、当時の被災であるかどうかを確認する作業が課題となっている。

表 被災証明書・罹災証明書の申請方法と目的

家財破損=被災証明書	家屋破損=罹災証明書
【申請者】 市内に物件を有する個人および法人 【必要書類】 被害の全体がわかる写真3枚程度、運転免許証等本人確認ができるもの 【費用】 無料	
【目的】 カーポートやテレビアンテナ等の家財が破損し、保険の請求等をする場合 【発行手順】 申請→認定作業（書類）→発行	【目的】 家屋等、固定資産が破損した場合 【発行手順】 申請→認定作業（現地調査）→発行

（出典）本庄市「広報ほんじょう 2014No.98」より作成

No. _____

被災証明申請書

平成 年 月 日

(あて先) 本庄市長

(申請者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

電話番号 _____

下記のとおり、被災証明を申請します。

記	
被災年月日	平成 年 月 日
被災場所	本庄市
被災原因	<input type="checkbox"/> 震災 <input type="checkbox"/> 水害 <input type="checkbox"/> 風害 <input type="checkbox"/> その他 (平成 26 年 2 月 14 日から同 15 日の大雪)
被災物件	
申請者と被災物件の関係	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 使用者
被災種別	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部破損 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> その他 ()
証明書の使用目的	<input type="checkbox"/> 保険の請求 <input type="checkbox"/> 融資の申込 <input type="checkbox"/> その他 ()
添付書類	<input type="checkbox"/> 被害状況写真 (全体の状況がわかるもの) <input type="checkbox"/> その他 ()
備考	

上記のとおり相違ないことを証明します。
平成 年 月 日

本庄市長 吉田 信輝

様式第 1 号

罹災証明交付申請書

平成 年 月 日

(あて先) 本庄市長

(申請者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

電話番号 _____

下記のとおり、罹災証明の交付を申請します。

記

世帯主氏名	印 _____		
	年 月 日	生 歳	職業 ()
罹災場所			
罹災原因	平成 26 年 2 月 14 日から平成 26 年 2 月 15 日にかけての大雪のため		
罹災年月日	平成 年 月 日		
罹災状況(該当するものに○をつけること)	住家 () - 非住家 ()		
	全壊・半壊・一部破損 ()		
	床上浸水・床下浸水・その他 ()		
世帯構成	氏 名	続柄	年令

図 被災証明書及び罹災証明書の交付申請書

（出典）本庄市「被災証明申請書」「罹災証明交付申請書」

【20140102】復旧・復興体制の構築（本庄市）

- ・ 大雪による被害状況の把握を適切に行うとともに、関係機関への連絡・調整、応急措置・復旧対応等を初動期から迅速に行うため、本庄市では、災害発生からの経過期間にあわせて段階的に体制構築を行い、対応にあたった。
- ・ 当初設置された、災害対策初期活動本部は、大雪に対する初期対応および除雪等対策本部の事後処理を行うため、災害に直接関係する関係課から 35 名の職員を構成員として設置された。
- ・ 15 日大雪警報が解除されたが、道路の除雪作業や市民の問合せに対応するため、非常体制 1 号を配備した。さらに、17 日には多数の農業関連施設の倒壊、住宅や事業所建物等の破損など被害が大きかったことから、市長、副市長、教育長及び部局長に加えて市議会議員や一部事務組合の消防長等も加わる災害対策本部が設置された。
- ・ 18 日からは主に道路の除雪や災害時要援護者の対応や孤立集落の解消等の対応を行うため、通常の災害対策本部の規模（市長、副市長、教育長及び部局長）となる除雪等対策本部が設置された。あわせて、職員による除雪隊が編成され、除雪作業の実施にあたった。
- ・ 24 日の除雪等対策本部が解散された後は、災害対策初期活動本部が再度設置され、事後処理にあたった。

表 大雪に関する復旧体制（本庄市）

体制名	職員数	設置期間	主な目的・取組内容
災害対策初期活動本部	35 名	2月 14 日～15 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大雪に対する初期対応を図るため設置。 ・ 情報収集を行い、被害の有無を確認し、状況によって 1 号配備に移行する体制。 ・ 災害等に早急に対処するため、初期活動関係課（農政課、建設課、下水道課、総務課、市民福祉課、環境産業課、危機管理課）の職員で構成。
非常体制 1 号配備	82 名	2月 15 日～17 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の除雪に多くの時間を要すること、殺到する市民からの問合せに対応するため設置。 ・ 基本的には初期活動本部の対応を継続し、情報収集および連絡活動を主に実施。 ・ 必要に応じて、応急措置などを実施し、状況によって 2 号配備に移行する体制。 ・ 初期活動本部の職員と部課長、関係課の一部職員から構成。
非常体制 3 号配備及び災害対策本部	263 名	2月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の全組織を持って対処する体制。通常の災害対策本部（市長、副市長、教育長および部局長から構成）に市議会議員、一部事務組合の消防長と事務局長（清掃センター）が参加。 ・ 多数の農業用ハウスやカーポートの倒壊、住宅や事業所建物の破損などの被害状況の把握、雪による多数の道路通行不能箇所の啓開、災害時要援護者の見回り等について、市役所内の全組織で対応。
除雪等対策本部	14 名	2月 18 日～24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の災害対策本部（市長、副市長、教育長および部局長）職員で構成。 ・ 市内の道路の除雪、災害時要援護者の対応、孤立集落の解消、農業施設等の被害状況調査などを行うとともに、学校や公民館事業の再開、罹災証明の発行など、復旧について協議・調整。 ・ 職員による除雪隊（234 名）を編成し、主に通学路の除雪を実施。また、要請があった際には災害時要援護者宅の除雪も対応。
災害対策初期活動本部	35 名	2月 24 日～27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除雪等対策本部の事後処理を行うため設置。 ・ 取組内容や構成については、2 月 14 日～15 日設置の内容と同様。

（出典）本庄市資料より作成

【20140103】復旧・復興体制の構築（埼玉県）

○市町村情報連絡員の配置による市町村支援体制の構築

- ・埼玉県では、災害発生の初動期に被災市町村自らが被害状況を調査し県へ報告することの負担を鑑み、市町村情報連絡員を配置することとしている。
- ・市町村情報連絡員は、市町村役場の近隣に居住する県職員について、事前に1市町村あたり3名程度を割り当てておき、災害時には担当職員が自主的に担当となっている市町村に参集し、各々独自に被害状況や市町村の状況を把握し、県に情報を集約させるもので、年に1回非常参集訓練等を行うなど、実効性を高める工夫もなされてきた。
- ・大雪災害時には、訓練等を通じ、市町村職員と連絡員（県職員）とが旧知の関係を構築できていたことから、円滑な情報収集・県への集約が実現できた。

表 市町村情報連絡員の概要

項目	概要
役割	<ul style="list-style-type: none"> ・初動時における市町村の状況把握 ・被害状況等の情報収集 ・支援内容の調整
参集基準	（勤務時間外に） <ul style="list-style-type: none"> ・県内に震度6弱以上の地震が発生 ・「東海地震予知情報」が発表 ・相当規模の風水害等が発生若しくは発生が予想される場合
連絡員の指定	近隣に居住する職員を中心に、あらかじめ1市町村あたり3名を指定

（出典）埼玉県「埼玉県における災害対応体制」、埼玉県「平成26年6月定例会 危機管理・大規模災害対策特別委員会の概要」より作成

○群馬県・新潟県との三県防災協定に基づく受援

- ・首都直下地震等を想定した広域応援や、平時からの協力体制の構築を図るため、県では、群馬県、新潟県との三県知事会議において、平成25年1月に三県防災協定を締結した。
- ・本協定に基づき、防災担当課長による連絡会議が設置され、定期的に協定に基づく連携体制構築に係る検討が行われてきた。この検討の中で、従前から応援要請手続き等についても定めていたことから、本協定を根拠として、本県から新潟県に対し応援要請を行い、新潟県および新潟県十日町から除雪に必要な物資の提供を受け、迅速に除雪を行うことができた。
- ・県では、この経験をもとに、大雪等の対応に際し、都道府県間の広域連携体制を一層強化することとしている。

【20140104】道路の除雪作業（本庄市）

○市長からの「呼びかけ」に応じた市民や自主防災組織による自主的な除雪作業の実施

- ・大雪災害を受け、2月17日に市長自ら、防災行政無線を活用して、市民へのお見舞いと市民による自主的な除雪作業の呼びかけを行った。
- ・さらに、自主防災組織が、自治会の広報用スピーカーを用いて地域住民に対し除雪を呼び掛けた。これを受け、農業従事者が多い地域では、トラクター等で除雪が行われたほか、災害時応援協定を締結している企業・団体からは、協定内容に除雪に関する対応は明記されていないものの、除雪の協力を申し出る事業者もみられた。
- ・幹線道路の除雪は市が、生活道路の除雪は市民が実施することとし、市民に対して市ができることとできないことをはっきり伝えることで、緊急事態に直面していることが認識され、市民による自助・共助の活動が展開された。

表 除雪に関する市長からの放送内容（本庄市）

こちらは防災本庄です。市民の皆さま、本庄市長の吉田です。このたびの大雪で、被害に遭われた皆さまに、心からお見舞いを申し上げます。また、これまでの皆さまの協力に、心からお礼申し上げます。市内の除雪作業は、幹線道路を優先的に行っておりますが、歩道や生活道路まで対応することは難しく、現在、子供たちの通学路の確保をはじめ、市民生活全般に、支障が出ております。市役所も全力で取り組んでおります。ぜひ皆さまも、ご近所、団体、会社などお声かけの上、生活道路や歩道の除雪にご協力をよろしくお願いいたします。

（出典）本庄市資料

【20140105】 検証報告書の作成（埼玉県）

①検証実施の背景

- 大雪災害の対応では、関係機関と連携を図りながら災害応急対策を実施したが、情報伝達や市町村との意思疎通など、様々な分野で課題が明らかになった今回の大雪対応について検証を行うこととした。

②検証体制

- 平成 26 年 3 月 14 日に庁内関係各課により構成される「大雪庁内検証委員会」を設置した。検証委員会は、3 月 20 日から 5 月末の約 2 ヶ月間で 4 回開催され、大雪災害対応に際しての課題抽出等が主な議題として検討が行われた。

③検証項目

- 大雪災害における県の応急対応について、特に問題及び課題等が生じたと考えられる事項として、大雪庁内検証委員会では下記の項目を抽出し、検証の対象とした。

表 大雪被害の対策体制検証に係る検証項目

- | |
|--|
| ①情報収集と情報共有
②災害広報のあり方
③災害対応に係る体制
④災害対応や被災者支援
⑤道路機能の確保 |
|--|

(出典) 埼玉県大雪庁内検証委員会「平成 26 年 2 月 14 日からの降雪にかかる大雪庁内検証委員会報告書」

④検証方法

- 検証は、1. 「大雪庁内検証委員会」による課題抽出、2. 秩父郡市市町等へのヒアリング、3. 防災関係機関へのヒアリング、4. 大雪対応についての事例調査の 4 つの手法で構成され、実施された。

表 大雪被害の対策体制検証に係る検証方法

1. 大雪庁内検証委員会による課題抽出
①第 1 回検証委員会 ・日時 平成 26 年 3 月 20 日（木） 午前 10 時 30 分～11 時 40 分 ・場所 危機管理防災センター 第 2 災害対策室 ・議題 平成 26 年 2 月 14 日からの大雪による被害状況と対応について 課題の洗い出しと意見交換について 今後の進め方について
②第 2 回検証委員会 ・日時 平成 26 年 3 月 28 日（金） 午前 10 時 30 分～11 時 30 分 ・場所 危機管理防災センター 本部会議室 ・議題 ヒアリング中間報告及び課題の整理
③第 3 回検証委員会 ・日時 平成 26 年 4 月 18 日（金） 午後 3 時 30 分～5 時 00 分 ・場所 危機管理防災センター 本部会議室 ・議題 ヒアリング結果及び課題への対応の方向性の検討
④第 4 回検証委員会 ・日時 平成 26 年 5 月 28 日（水） 午前 9 時 30 分～11 時 00 分 ・場所 危機管理防災センター 本部会議室 ・内容 検証結果とりまとめ
⑤アドバイザーからの助言 ・東北大学災害科学国際研究所 丸谷浩明教授（県防災会議委員）から課題への対応の方向性等について助言を受けた

イ 秩父郡市市町等（災害救助法適用市町村）へのヒアリング
<ul style="list-style-type: none"> 消防防災課職員が訪問し、各市町における今回の大雪についての応急対応の状況等についてヒアリングを行った。 <p>■日程</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年3月17日（月） 長瀬町、横瀬町 18日（火） 秩父市、皆野町 27日（木） 小鹿野町 5月26日（月） 飯能市、神川町
ウ 防災関係機関へのヒアリング
<ul style="list-style-type: none"> 陸上自衛隊第32普通科連隊、熊谷地方气象台、ライフライン事業者にヒアリングを行った。 <p>■日程</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年3月19日（水）※ NTT東日本、東京電力、JR東日本 平成25年度第2回埼玉県防災会議 4月10日（木） 熊谷地方气象台、NTTドコモ 16日（水） 陸上自衛隊第32普通科連隊
エ 大雪対応についての事例調査
<ul style="list-style-type: none"> 今回の大雪の除雪対応に当たって除雪に関する協力を得た新潟県に対し、大雪への対応についてヒアリングを行った。

（出典）埼玉県大雪庁内検証委員会「平成26年2月14日からの降雪にかかる大雪庁内検証委員会報告書」より作成

⑤検証の流れ

- 大雪の応急対応における検証の流れとして、関係各課から課題を抽出し、市町村や関係機関へのヒアリングを実施した。その後、アドバイザー（県防災会議委員）との意見交換や参考となる事例調査（新潟県）を経て、課題の分析や対応の方向性を整理し、とりまとめを行った。その結果は、庁内各部署への照会を経て、地域防災計画へ反映された。
- 大雪庁内検証委員会は、平成26年3月から5月にかけて4回開催された。

<検証の流れ>

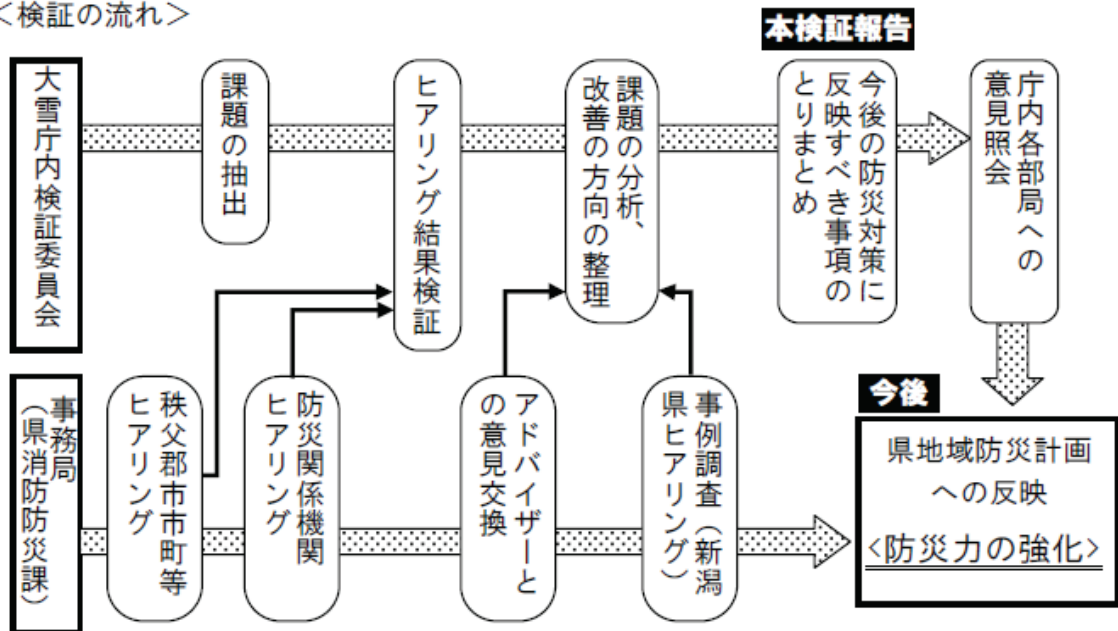


図 検証の流れ

（出典）埼玉県大雪庁内検証委員会「平成26年2月14日からの降雪にかかる大雪庁内検証委員会報告書」

表 大雪庁内検証委員会の開催状況

回	日時	議題
第1回	平成26年3月20日	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年2月14日からの大雪による被害状況と対応について 課題の洗い出しと意見交換について 今後の進め方について
第2回	平成26年3月28日	<ul style="list-style-type: none"> ヒアリング中間報告及び課題の整理
第3回	平成26年4月18日	<ul style="list-style-type: none"> ヒアリング結果及び課題への対応の方向性の検討
第4回	平成26年5月28日	<ul style="list-style-type: none"> 検証結果とりまとめ

(出典) 埼玉県大雪庁内検証委員会「平成26年2月14日からの降雪にかかる大雪庁内検証委員会報告書」より作成

⑥検証報告書の構成

- 検証結果については5つの検証項目ごとに章立てがなされ、各項目について、状況整理（大雪対応の取組内容）、問題点の検証、改善の方向性等について整理した。

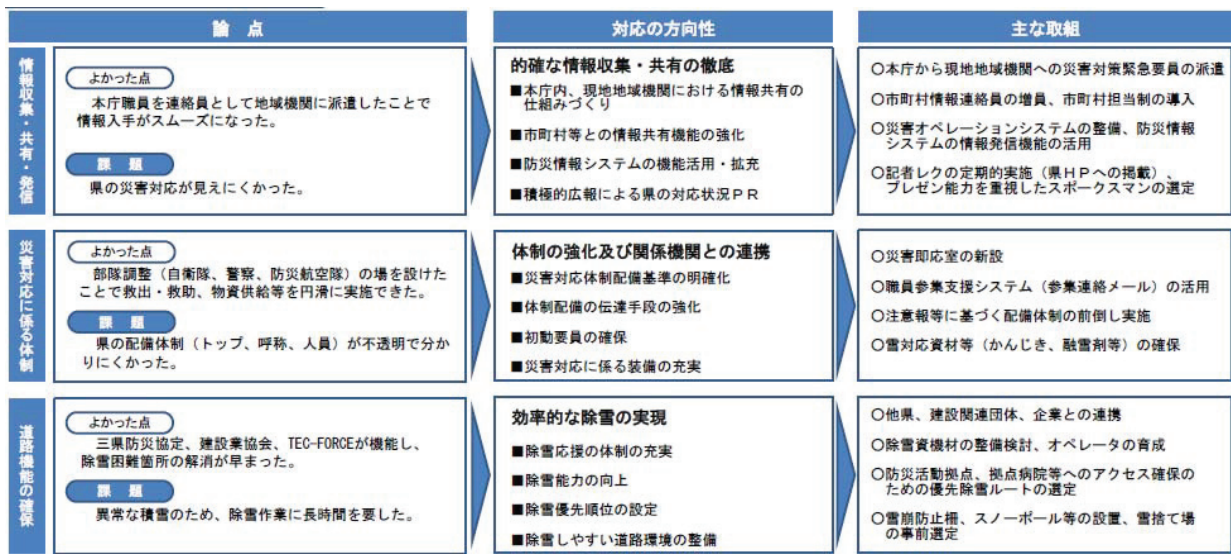


図 大雪の検証結果の主な論点と対応の方向性および主な取組

(出典) 埼玉県「大雪の検証結果と今後の対応について」

⑦検証報告書の結果に基づく地域防災計画の改正

- 大雪庁内検証委員会による検証結果を踏まえて、平成26年12月に県全体の防災力の向上を図る観点から、地域防災計画の一部について、改正を行った。
- 具体的には、県・市町村が実施すべき事項に加え、県民の役割を加え、県民、市町村、県各々が実施すべき事項を主体別に整理した。

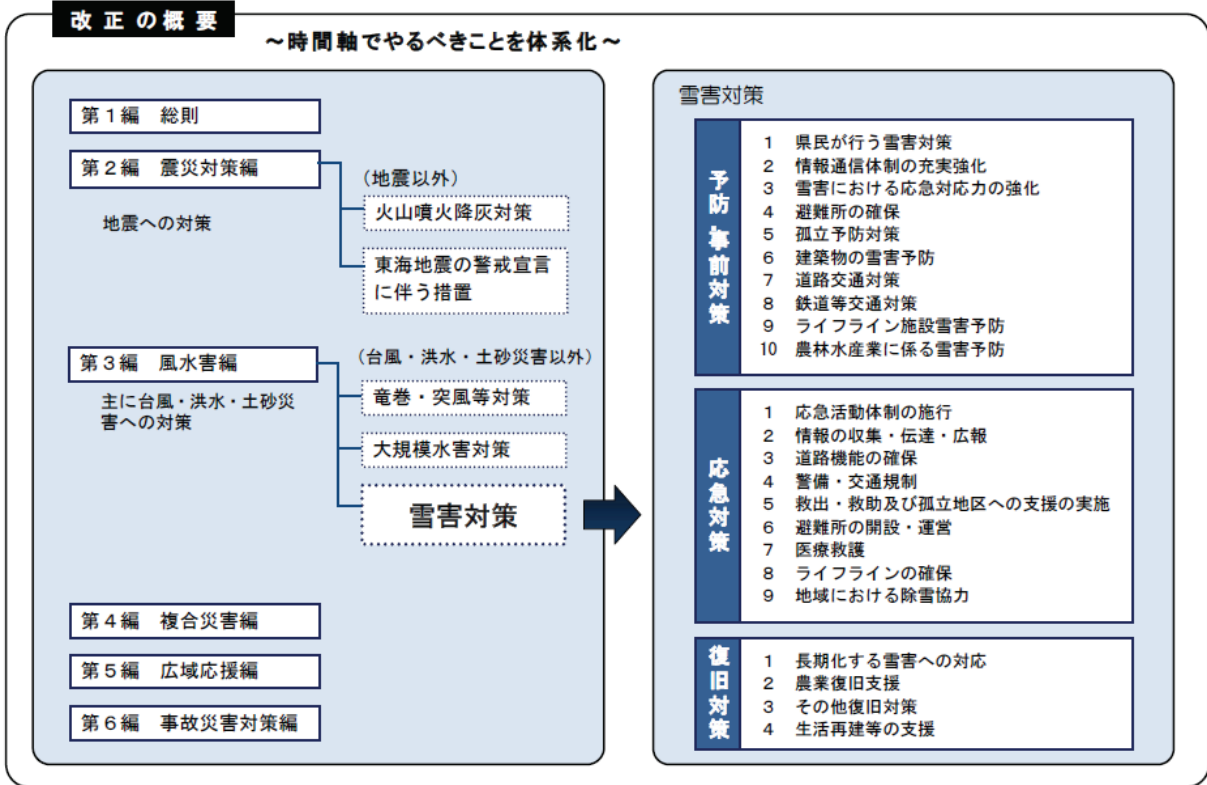


図 雪害対策に関する地域防災計画の改正の概要

(出典) 埼玉県「埼玉県地域防災計画の改正について」

【20140106】 農業者の営農継続支援（本庄市）

○農業者への資金確保支援

- ・ 市では、雪により倒壊した農業用施設等の再建の支援にあたり、農林水産省の補助事業「被災農業者向け経営体育成支援事業」を活用することとし、農業者への被災による影響や負荷を軽減させるための支援を実施した。
- ・ 本事業の活用により、386 経営体に対して助成を行い、2,179 棟の農業用鉄骨ハウス、パイプハウス、畜舎等の再建が行われた。
- ・ 本事業については、市ホームページや広報紙等で周知を行い、利用を促したり、農業者等を対象に制度に関する認知度を高めた。
- ・ 補助制度の活用にあたっての今後の課題として、申請から支払、現地確認等の事務作業の負担が非常に大きいことから、事前に対応を協議しておくことが必要である。

表 被災農業者向け経営体育成支援事業の概要

項目	概要
助成対象者	次の要件を満たした農業者 ① 平成 25 年度の大雪被害により農産物の生産に必要な施設等が被害を受けたことについて、市町村長から証明を受けていること ② 今後も営農を継続すること
対象となる事業内容	被災した施設（農産物の生産に必要なもの）の解体、廃材の運搬・処理
助成率	以下の定額助成単価に施設の面積を乗じた金額と、撤去を行うために実際に支出する（した）費用を比較し、いずれか低い額（うち国 1/2、地方公共団体 1/2） (1) 被覆材がガラスのハウス 1,200 円/㎡ (2) 被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨のハウス 880 円/㎡ (3) 被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨でないハウス 290 円/㎡ (4) 畜舎 4,500 円/㎡ (5) 自力撤去 110 円/㎡ (6) その他の施設 (1)～(5)に準じる (例えば、果樹棚は(3)又は(5)、農作業用施設は(4)) (7) 市町村特認単価（次のような理由で、上記助成単価を超えることがやむを得ない場合、市町村は都道府県と協議の上助成単価を決めることができますので、市町村にご相談ください（自力撤去以外）） ① 施設の設置場所が傾斜地であるために平地での撤去作業に比べて費用が増加する場合。 ② 施設が鉄筋コンクリート造りであるために撤去費用が増加する場合。 ③ 施設内の搾乳施設、給餌施設、ケージ、水耕栽培システムの撤去のために本体施設の撤去とは別に費用が増加する場合。 ④ 施設の基礎部分の解体が必要なために費用が増加する場合。 ⑤ 断熱材を使用しているために廃棄資材の処理費用が増加する場合。

（出典）農林水産省「被災農業者向け経営体育成支援事業パンフレット～大雪被害対策の実施について～」